

令和6年度福岡県地域医療勤務環境改善支援 事業費補助金のご案内

令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制(医師の働き方改革)が始まり、医療提供体制を確保しつつ、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、持続可能な医療提供体制を維持していく上で大変重要です。

福岡県では、医療提供体制を確保しつつ、勤務医の労働時間短縮を図るため、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行います。

令和6年度補助金 申請期限 令和6年12月26日(木)

I 地域医療勤務環境改善体制整備事業

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいると認められる医療機関における「医師労働時間短縮計画」に基づく取組みを補助することにより、医師の働き方改革の推進を支援します。

II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業【新規】

医師を育成しつつ、過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関における「医師労働時間短縮計画」に基づく取組みを補助することにより、医師の働き方改革と医師の育成の両立を支援します。

III 勤務環境改善医師派遣等推進事業【新規】

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関に、医師の労働時間短縮の取組みとして、医師を派遣する医療機関に対し、補助することにより、医師の働き方改革と医療提供体制の維持を支援します。

県ホームページ(下記URL)に交付要綱を掲載しておりますので、御確認ください。

提出書類の様式等につきましてはダウンロードしてご活用ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinmukankyo-ishi-hojyokin.html>



	I 地域医療勤務環境改善支援事業	II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業【新規】	III 勤務環境改善医師派遣等推進事業【新規】
対象施設	地域において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関 ※診療報酬の地域医療体制加算を取得している場合は対象外	基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能等を習得できるような医師を育成しつつ過酷な勤務環境となっている、一定の規模を有する医療機関	地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関に対して、医師を派遣している医療機関
	主な要件		
	・年通算の休日・時間外労働が720時間以上の医師がいる ・国ガイドラインに基づく「医師労働時間短縮計画」を作成している	かつ	以下の医療機関に医師を派遣する医療機関 ・地域医療に特別な役割を担う医療機関であって、年通算の休日・時間外労働が720時間以上の医師がおり、国ガイドラインに基づく「医師労働時間短縮計画」を作成していること。 ※同一法人間の派遣は除く
対象経費	・救急搬送件数年1,000件以上2,000件未満 ・5疾病6事業で重要な医療を提供している場合 等	一般病床の許可病床100床あたりの常勤換算医師数が40人以上かつ常勤換算医師数が40人以上の医療機関であって、臨床研修基幹病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹病院 等	医師派遣に係る逸失利益
	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組みに係る費用(ICT機器導入費、休憩室整備費、短時間勤務要員の人件費等)	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組みに係る費用(タスクシフト/シェアに係る新規人件費、職員研修費等)	

お問い合わせ先

福岡県 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室 医師確保係
TEL:092-643-3330 E-mail:ishikango@pref.fukuoka.lg.jp